

国スポ・障スポおもてなし土産等PR事業補助金交付要綱

令和8年6月12日
商工観光労働部
観光経済交流局
国際・経済交流課

(趣旨)

第1条 県は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ開催の機運醸成を図るため、予算で定めるところにより、国スポ・障スポ関連の土産品を製造又は販売する事業者（以下「補助事業者」という。）が、パッケージを国スポ・障スポのオリジナルロゴ入りのデザインに変更する費用に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「土産品」とは、宮崎県内で販売する次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 宮崎県内産の素材を一部でも利用し、宮崎県内又は宮崎県外で製造・加工しているもの。
- (2) 宮崎県外産の素材を利用し、宮崎県内で製造・加工しているもの。

(補助事業者)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 宮崎県内に本社、支社もしくは製造場所等があり、宮崎県内で加工品の製造又は販売を主たる業務として行う者であること。
- (2) 日本のひなた宮崎国スポ・障スポに係る標章及びマスコット等商業目的使用の許可を得る予定であること。
- (3) 宮崎県税に未納がないこと。
- (4) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (5) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (6) その他補助が適当でないことと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第6条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第3号に係る納税証明書(県税に未納がないことの証明)(原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)
- (2) 第3条第4号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第3号)
- (3) 第3条第5号に係る誓約書(別記様式第4号)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の20パーセント以内の増減又は補助金額の20パーセント以内の減とする。

(計画変更の承認)

第9条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、補助事業変更交付申請書(別記様式第5号)を提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

第10条 この補助金は、精算払により交付する。

(実績報告)

第 11 条 規則第 14 条第 1 項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日までに行わなければならない。

- (1) 事業実績書 (別記様式第 1 号)
- (2) 収支決算書 (別記様式第 2 号)
- (3) 事業実施の成果を示す資料
- (4) 日本のひなた宮崎国スポ・障スポに係る標章及びマスコット等商業目的使用許可を受けたことを証する書類

2 第 5 条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第 5 条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第 1 項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額 (前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額) を別記様式第 6 号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(書類の提出部数等)

第 12 条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ 1 部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 12 日から施行し、令和 8 年度の予算に係る国スポ・障スポおもてなし土産等 P R 事業補助金から適用する。

別表

補助対象経費	補助率	補助上限額
土産品のパッケージデザインの変更に必要な経費のうち次に掲げる経費 (印刷に係る経費は除く) 委託費、謝金、その他知事が特に必要と認める経費	1/2 以内	1 商品あたり 5 万円。ただし、1 補助事業者あたり 25 万円を上限とする。